

議案第10号

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

平成30年3月29日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第2号

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

豊橋市立小・中学校管理規則（昭和35年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第7条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）<u>第29条第1項</u>に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(主任養護教諭)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p><u>(栄養教諭)</u></p> <p>第13条の3 <u>学校に、栄養教諭を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。</u></p> <p>(事務職員)</p> <p>第13条の4 <u>学校に、事務職員を置く。</u></p> <p>2 <u>事務職員は、事務をつかさどり、その事務は別に定める。</u></p>	<p>(休業日)</p> <p>第7条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）<u>第29条</u>に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(主任養護教諭)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>(事務職員等)</p> <p>第13条の3 <u>学校に事務職員、学校栄養職員、労務職員その他必要な職員（以下「事務職員等」という。）を置くことができる。</u></p>

3 事務職員の職名及びその職務は、次のとおりとする。

区分	職名	職務
事務職員	(略)	

2 事務職員等の職名及びその職務は、次のとおりとする。

区分	職名	職務
事務職員	(略)	
学校栄養職員	主任専門員	上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、事務を整理する。
	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
労務職員	用務員	上司の命を受け、学校用務を行う。

(事務ブロック長及び副事務ブロック長)

第13条の4 前条第2項に規定する事務職員のうちから教育委員会が必要と認めた場合は、事務ブロック長及び副事務ブロック長を置くことができる。

2 事務ブロック長及び副事務ブロック長の職務は、別に定める。

(代表事務ブロック長及び副代表事務ブロック長)

第13条の5 第13条の3第2項に規定する総括事務長のうちから教育委員会が必要と認めた場合は、代表事務ブロック長及び副代表事務ブロック長を置くことができる。

2 代表事務ブロック長及び副代表事務ブロック長の職務は、別に定める。

(省令事務長及び事務主任)

第13条の5 前条第3項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第46条に規定する事務長（以下「省令事務長」という。）又は事務主任を置くことができる。

2 (略)

3 省令事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。

4 事務主任は、上司の命を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(共同学校事務室)

第13条の6 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、事務処理体制の効率化及び学校運営に関する支援を行うため、指定する2以上の学校で構成する共同実施ブロックを設置し、うちいずれか1の学校に共同学校事務室を置くことができる。

2 共同実施ブロックの名称、構成校及び共同学校事務室を置く学校については、別に定める。

3 共同学校事務室は、共同実施ブロックの構成校の事務職員をもって構成する。

4 前項に規定する事務職員のうちから教育委員会が必要と認めた場合は、室長及び副室長を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、共同学校事務室の組織、運営及びその処理す

(事務主任)

第13条の6 第13条の3第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第46条に規定する事務長（以下「省令事務長」という。）又は事務主任を置くことができる。

2 (略)

3 省令事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

4 事務主任は、上司の命を受け事務をつかさどる。

(学校事務共同実施組織)

第13条の7 教育委員会は、学校の管理運営に係る業務を組織的かつ集中的に処理し、学校の管理運営機能の適正化・効率化を図るため、学校事務共同実施組織を置く。

る事務並びに室長及び副室長の職務に
関し必要な事項は、別に定める。

(代表室長及び副代表室長)

第13条の7 第13条の4第3項に規定す
る総括事務長のうちから教育委員会が
必要と認めた場合は、代表室長及び副
代表室長を置くことができる。

2 代表室長及び副代表室長の職務は、
別に定める。

(学校栄養職員等)

第13条の8 学校に学校栄養職員、労務
職員その他必要な職員（以下「栄養職
員等」という。）を置くことができ
る。

2 栄養職員等の職名及びその職務は、
次のとおりとする。

区分	職名	職務
学 校 栄 養 職 員	主任専門員	上司の命を受け、専 門事項に関する事務 を処理する。
	主査	上司の命を受け、事 務を整理する。
	主任	上司の命を受け、事 務をつかさどる。
	技師	上司の命を受け、技 術に従事する。
労 務 職 員	用務員	上司の命を受け、学 校用務を行う。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。